

浜松市公告第 306 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和元年 7 月 9 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ UNY 浜松泉町店
浜松市中区泉一丁目 6 番 1 号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 9 時 00 分～午後 9 時 30 分

(変更後) 午前 8 時 00 分～翌午前 2 時 00 分

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分～午後 10 時 00 分

(変更後) 午前 7 時 30 分～翌午前 2 時 30 分

3 変更する年月日

令和元年 8 月 5 日

4 変更する理由

営業計画変更のため

5 届出年月日

令和元年 7 月 8 日